



宮 崎 県 公 報

令和元年5月16日(木曜日) 第4号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 41,700 円

目 次

告 示	頁
○生活保護法に基づく医療機関の指定……………(福祉保健課) 1	
○生活保護法に基づく指定医療機関の所在地の変更……………(“) 1	
○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止の届出(“) 1	
○救急病院の認定……………(医療業務課) 2	
○保安林の指定施業要件の変更予定の通知……………(自然環境課) 2	
○漁業災害補償法に基づく特定第2号漁業者の同意(2件)……………(水産政策課) 2	
○道路の区域の変更(2件)……………(道路保全課) 3	
○道路の供用の開始……………(“) 3	

訓 令	
○宮崎県東京職員寮利用規程の一部を改正する訓令……………(財産総合管理課) 3	
公 告	
○毒物劇物取扱者試験の実施……………(医療業務課) 4	
○土地改良区の解散……………(農村整備課) 4	
○土地改良区の清算人の就任の届出(“) 4	
○県営土地改良事業計画の策定(3件)……………(“) 4	
○県営土地改良事業の工事の完了……………(“) 5	
病院局公告	
○落札者等の公告(4件)……………5	
公安委員会公告	
○警備員指導教育責任者講習の実施について……………6	

告 示

宮崎県告示第24号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和元年5月16日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所 在 地	指定年月日
しんとみ薬局	児湯郡新富町大字上富田字八反田3341番地3	平成31年4月1日

宮崎県告示第25号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第2項において準用する同法第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和元年5月16日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 届出をした指定医療機関の名称及び所在地

名 称	所 在 地
訪問看護ステーション希星	東諸県郡国富町大字宮王丸154番地8

2 届出事項

指定医療機関の所在地		変更年月日
変 更 前	変 更 後	
東諸県郡国富町大字本庄4313番地1	東諸県郡国富町大字宮王丸154番地8	平成31年4月1日

宮崎県告示第26号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和元年5月16日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所 在 地	廃止年月日
近藤内科クリニック	小林市細野405番地9	平成31年3月31日
ひまわり薬局小林店	小林市細野397番地7	平成31年3月31日
ファン薬局中川原店	延岡市中川原町3丁目7番	平成31年3月31日

エイト薬局	都城市八幡町4街区18号	平成31年4月30日
-------	--------------	------------

宮崎県告示第27号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急病院等と認定した。

令和元年5月16日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 名称及び所在地

名 称	所 在 地
医療法人久康会平田東九州病院	延岡市伊形町4791

2 救急病院等の認定の有効期間

令和元年5月12日から令和4年5月11日まで

宮崎県告示第28号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

令和元年5月16日

宮崎県知事 河野俊嗣

一(一) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 西臼杵郡五ヶ瀬町・西臼杵郡日之影町・西都市(以上一市二町については、次の図に示す部分に限る。)

(二) 指定の目的 水源の涵養

(三) 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

西臼杵郡日之影町(次の図に示す部分に限る。)

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

二(一) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 西臼杵郡五ヶ瀬町・西臼杵郡日之影町・西諸県郡高原町(以上三町については、次の図に示す部分に限る。)

(二) 指定の目的 土砂の流出の防備

(三) 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

三(一) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 西臼杵郡日之影町・延岡市・西都市(以上二市一町については、次の図に示す部分に限る。)

(二) 指定の目的 土砂の崩壊の防備

(三) 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課、西臼杵支庁及び関係農林振興局並びに関係市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第29号

漁業災害補償法(昭和39年法律第158号。以下「法」という。)第108条第5項において準用する法第105条の2第3項の規定による届出を審査した結果、当該加入区に係る法第108条第2項の規定による特定第2号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められた。

令和元年5月16日

宮崎県知事 河野俊嗣

同意成立の届出年月日	平成31年3月29日
発起人の住所及び氏名	宮崎市 松浦 勇一 宮崎市 河原 刃
加入区 の 名 称	宮崎市加入区
区 域	宮崎市漁業協同組合の地区
区 分	旧青島漁業協同組合の地区の者が営む 小型機船底びき網等漁業

宮崎県告示第30号

漁業災害補償法(昭和39年法律第158号。以下「法」という。)第108条第5項において準用する法第105条の2第3項の規定による届出を審査した結果、当該加入区に係る法第108条第2項の規定による特定第2号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められた。

令和元年5月16日

宮崎県知事 河野俊嗣

同意成立の届出年月日	平成31年3月29日
発起人の住所及び氏名	宮崎市 (有)大黒丸水産 代表取締役 甲斐 文昌 宮崎市

	日高 重広
加入区 の 名 称	中部加入区
区 域	楳浜漁業協同組合の地区及び宮崎漁業協同組合の地区
区 分	小型まぐろ漁業及びさし網漁業

宮崎県告示第31号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和元年5月16日から同年同月30日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和元年5月16日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延 長(メートル)
50	県道	諸塚高千穂線	東臼杵郡諸塚村大字家代字森ノ下1090番4地先から同郡同村同大字同字1090番4地先まで	旧	29.9～31.8	13.1
				新	34.9～36.3	13.1

宮崎県告示第32号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和元年5月16日から同年同月30日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和元年5月16日

訓 令

宮崎県東京職員寮利用規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

令和元年5月16日

宮崎県知事 河野俊嗣

訓令第1号

本 庁
各出先機関

宮崎県東京職員寮利用規程の一部を改正する訓令

宮崎県東京職員寮利用規程（昭和47年訓令第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前				改正後			
別表（第9条関係） 〔略〕				別表（第9条関係） 〔略〕			
2 会議室使用料				2 会議室使用料			
時間	4時間以内	4時間以上		時間	4時間以内	4時間以上	

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延 長(メートル)
50	県道	諸塚高千穂線	東臼杵郡諸塚村大字七ツ山字高崎ノ塚7716番3地先から同郡同村同大字同字7715番3地先まで	旧	7.8～14.7	29.6
				新	7.8～16.3	29.6

宮崎県告示第33号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和元年5月16日から同年同月30日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和元年5月16日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
50	県道	諸塚高千穂線	東臼杵郡諸塚村大字七ツ山字高崎ノ塚7716番3地先から同郡同村同大字同字7715番3地先まで	令和元年5月16日

種別	区分	県職員	その他	県職員	その他
洋室		3,132円	6,156円	6,156円	11,988円
[略]					

種別	区分	県職員	その他	県職員	その他
洋室		3,190円	6,270円	6,270円	12,210円
[略]					

附 則

この訓令は、令和元年10月1日から施行する。

公 告

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第 303号）第8条第1項第3号に規定する毒物劇物取扱者試験（一般毒物劇物取扱者試験、農薬用品目毒物劇物取扱者試験及び特定品目毒物劇物取扱者試験をいう。）を次のとおり実施する。

令和元年5月16日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 試験の日時
令和元年8月6日（火曜日）午前10時から正午まで
- 試験の場所
宮崎市霧島1丁目1番地1
J A・A Z Mホール
- 受験願書の提出方法及び受付期間
 - 提出方法
持参によること。ただし、県外居住者にあつては、郵送（書留郵便に限る。）によることができる。
 - 受付期間
令和元年6月10日（月曜日）から6月21日（金曜日）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除き、午前8時30分から午後5時15分まで）。ただし、郵送の場合は、6月21日付けの消印のあるものまで有効とする。
- 受験願書の配布場所
県保健所
- その他
詳細については、最寄りの県保健所又は宮崎県福祉保健部医療薬務課薬務対策室（電話0985（26）7060）に問い合わせること。

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第67条第1項第1号の規定により、佐土原八所土地改良区（小林市）が解散した。

令和元年5月16日

宮崎県知事 河野俊嗣

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第68条第4項において準用する同法第18条第16項の規定により、佐土原八所土地改良区（小林市）の清算人の就任について次のとおり届出があつた。

令和元年5月16日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 就任した清算人

氏 名	住 所
佐土原 幸 治	小林市野尻町三ヶ野山2541番地1
菊 野 隆 裕	小林市野尻町三ヶ野山2003番地
池 田 敏 文	小林市野尻町三ヶ野山3035番地

榎 屋 安 雄	小林市野尻町三ヶ野山1698番地
坂 下 春 則	小林市野尻町三ヶ野山2697番地1

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第87条第1項の規定により、三百坊地区県営土地改良事業（宮崎市、ため池等整備事業）に係る土地改良事業計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和元年5月16日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 縦覧に供する書類
策定に係る土地改良事業計画書の写し
- 縦覧期間
令和元年5月16日から令和元年6月13日まで
- 縦覧場所
宮崎市農村整備課内
- その他
この公告に係る土地改良事業計画（以下「この計画」という。）に対して不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、宮崎県知事に対して審査請求をすることができる。
また、この計画については、上記の審査請求のほか、この計画の策定があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として（宮崎県知事が被告の代表者となる。）、この計画の策定の取消しの訴えを提起することができる。

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第87条第1項の規定により、高才第3地区県営土地改良事業（都城市、三股町、畑地帯総合整備事業（担い手育成型））に係る土地改良事業計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和元年5月16日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 縦覧に供する書類
策定に係る土地改良事業計画書の写し
- 縦覧期間
令和元年5月16日から令和元年6月13日まで
- 縦覧場所
都城市農産園芸課内
三股町農業振興課内
- その他
この公告に係る土地改良事業計画（以下「この計画」という。）に対して不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、宮崎県知事に対して審査請求をすることができる。
また、この計画については、上記の審査請求のほか、この計画の策定があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に

、宮崎県を被告として（宮崎県知事が被告の代表者となる。）、この計画の策定の取消しの訴えを提起することができる。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、城山地区県営土地改良事業（都城市、ため池等整備事業（土砂崩壊防止））に係る土地改良事業計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和元年5月16日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 縦覧に供する書類

策定に係る土地改良事業計画書の写し

2 縦覧期間

令和元年5月16日から令和元年6月13日まで

3 縦覧場所

都城市農村整備課内

4 その他

この公告に係る土地改良事業計画（以下「この計画」という。）に対して不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、宮崎県知事に対して審査請求をすることができる。

また、この計画については、上記の審査請求のほか、この計画の策定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として（宮崎県知事が被告の代表者となる。）、この計画の策定の取消しの訴えを提起することができる。

次の地区の県営土地改良事業の施行に伴う工事は、完了した。

令和元年5月16日

宮崎県知事 河野俊嗣

地区名	市町村名	事業名	完了年月日
尾鈴北第2	川南町	畑地帯総合整備事業	平成31年3月28日

病院局公告

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和元年5月16日

宮崎県病院局長 桑山秀彦

1 落札に係る特定役務の名称及び数量

平成30年度新県立宮崎病院建設主体工事

① 新病院 鉄骨造地上8階建 延べ面積47,582㎡

② 医療ガス棟 鉄骨造地上1階建 延べ面積26㎡

2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

宮崎県病院局経営管理課県立病院整備推進室調整担当

宮崎市橋通東1丁目9番10号

3 落札者を決定した日

平成31年3月8日

4 落札者の氏名及び住所

大成・吉原・桜木特定建設工事共同企業体

福岡県福岡市博多区住吉四丁目1番27号

大成建設株式会社九州支店 執行役員支店長 寺本 剛啓
都城市中原町32街区1号

吉原建設株式会社 代表取締役 吉原 政秀
都城市高城町桜木1693番地2

株式会社桜木組 代表取締役 櫻木 博巳

5 落札金額

12,981,600,000円

6 一般競争入札の公告を行った日

平成30年11月22日

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和元年5月16日

宮崎県病院局長 桑山秀彦

1 落札に係る特定役務の名称及び数量

平成30年度新県立宮崎病院建設電気工事

① 新病院 鉄骨造地上8階建 延べ面積47,582㎡

② 医療ガス棟 鉄骨造地上1階建 延べ面積26㎡

2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

宮崎県病院局経営管理課県立病院整備推進室調整担当

宮崎市橋通東1丁目9番10号

3 落札者を決定した日

平成31年3月19日

4 落札者の氏名及び住所

きんでん・小田・島特定建設工事共同企業体

福岡県福岡市博多区祇園町7番20号

博多祇園センタープレイス5階

株式会社きんでん九州支社 執行役員支社長 吉田 靖

宮崎市波島1丁目41番29号

株式会社小田電業 代表取締役 小田 めぐみ

宮崎市大字跡江2615番地

株式会社島電工 代表取締役 島田 博良

5 落札金額

3,996,000,000円

6 一般競争入札の公告を行った日

平成30年11月22日

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和元年5月16日

宮崎県病院局長 桑山秀彦

1 落札に係る特定役務の名称及び数量

平成30年度新県立宮崎病院建設管工事

① 新病院 鉄骨造地上8階建 延べ面積47,582㎡

② 医療ガス棟 鉄骨造地上1階建 延べ面積26㎡

2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

宮崎県病院局経営管理課県立病院整備推進室調整担当

宮崎市橋通東1丁目9番10号

3 落札者を決定した日

平成31年3月8日

4 落札者の氏名及び住所

大成設備・菱熱・内田工業特定建設工事共同企業体

福岡県福岡市博多区住吉4丁目1番27号
大成設備株式会社九州支店 支店長 黒田 和男
福岡県福岡市博多区博多駅南1丁目8番13号
株式会社菱熱 代表取締役社長 野口 俊郎
宮崎市大工3丁目 278番地1
株式会社内田工業 代表取締役 小田 賢一

- 5 落札金額
2,311,200,000円
- 6 一般競争入札の公告を行った日
平成30年11月22日

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和元年5月16日

宮崎県病院局長 桑山 秀彦

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
平成30年度新県立宮崎病院建設空調工事
 - ① 新病院 鉄骨造地上8階建 延べ面積47,582㎡
 - ② 医療ガス棟 鉄骨造地上1階建 延べ面積26㎡
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
宮崎県病院局経営管理課県立病院整備推進室調整担当
宮崎市橋通東1丁目9番10号
- 3 落札者を決定した日
平成31年3月8日
- 4 落札者の氏名及び住所
高砂・生目・サン特定建設工事共同企業体
宮崎市広島1丁目12番3号
高砂熱学工業株式会社宮崎営業所 所長 連城 清一
宮崎市大字浮田32番地
株式会社生目設備 代表取締役 坂本 史郎
宮崎市田野町南原1丁目2番地3
株式会社サン設備 代表取締役 高橋 征俊
- 5 落札金額
2,109,240,000円
- 6 一般競争入札の公告を行った日
平成30年11月22日

公安委員会公告

宮崎県公安委員会公告第8号

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

令和元年5月16日

宮崎県公安委員会委員長 島津 久友

- 1 講習の種類、警備業務の区分、実施日及び定員

種類	警備業務の区分	講習の実施日	定員
新規取得講習	1号警備業務	令和元年8月22日(木)から同年8月30日(金)まで	30人

- 2 講習の対象者
講習の対象者は、法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証(以下「資格者証」という。)又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号)第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書(以下「講習修了証明書」という。)を有しない者で、かつ、受講申込みを行う日において、次のいずれかに該当する者とする。

責任者資格者証(以下「資格者証」という。)又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号)第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書(以下「講習修了証明書」という。)を有しない者で、かつ、受講申込みを行う日において、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 最近5年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
- (2) 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第4条に規定する1級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者
- (3) 検定規則第4条に規定する2級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの
- (4) 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第2項に規定する1級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に合格した者
- (5) 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事している者

- 3 講習の場所
宮崎市学園木花台西2丁目4番地3
宮崎県技能検定センター
電話0985-58-1570

- 4 受講申込書の提出方法等

- (1) 提出先
受講申込者の住所地を管轄する警察署とする。ただし、受講申込者が警備員である場合は、その属する営業所の所在地を管轄する警察署でも良いこととする。
- (2) 提出日時

警備業務の区分	提出日時
1号警備業務	令和元年6月17日(月)から同年6月28日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで

- (3) 提出方法
提出は、申込者本人によることを原則とするが、申込者が警備員であって、その属する営業所の従業員に委任状を託しての代理申込みについては認める。郵送による申込みは認めない。
- (4) 提出書類等
 - ア 受講申込書(受講申込者の写真(申請前6月以内に撮影した縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景のもの)を貼り付けたもの)
 - イ 2に掲げる要件に該当することを証明する次の書面
 - (7) 2の(1)に該当する者
当該警備業務の区分に係る警備業務従事証明書及び履歴書
 - (8) 2の(2)に該当する者

検定規則第4条に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し

(g) 2の(3)に該当する者

検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

(i) 2の(4)に該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し

(ii) 2の(5)に該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

5 手数料

受講申込時、次表の手数料に相当する額の宮崎県収入証紙により納入すること。

種類	警備業務の区分	手数料
新規取得講習	1号警備業務	47,000円

納入された手数料は、受講辞退その他いかなる場合にも返還しない。

6 その他

- (1) この講習の実施に際して収集する個人情報は、この講習に関する目的以外には使用しない。
- (2) 本件に関する問合せは、宮崎県警察本部生活安全部生活環境課警備業係（代表電話0985-31-0110）に行うこと。

--	--